

ID: 5236

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	組合に対する解散の命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第86条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第86条の規定による。 (組合に対する解散の命令) 第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日